

一般競争入札について

一般競争入札を実施するので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第 167 条の 6 の規定に基づき、下記のとおり公告する。

令和 8 年 9 月 28 日

加古川市長 岡 田 康 裕

記

1. 業務名 令和 8 年度物価高騰対策高齢者支援ギフトカード配付業務委託
2. 担当課 福祉部高齢者支援課
3. 業務内容 「令和 8 年度物価高騰対策高齢者支援ギフトカード配付業務委託仕様書」のとおり
4. 履行期間 契約締結日から令和 9 年 3 月 31 日（水）まで
5. 予定価格 公表しない
6. 入札に参加できる者の資格要件
参加者は、次のすべての要件に該当していること。
 - （1）令和 8 年度加古川市入札参加資格者名簿（物品・サービス）に登録があり、本業務を適正に履行する能力があること。
 - （2）地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
 - （3）プライバシーマークまたは、ISO27001を取得していること。
 - （4）公告日、入札（開札）日のいずれにおいても、加古川市指名停止基準（平成 6 年告示第166号）に基づく指名停止措置を受けていないこと。
 - （5）加古川市契約からの暴力団排除に関する要綱（平成24年3月16日総務部長決定）に規定する暴力団等でないこと。
 - （6）電子交換所若しくは手形交換所による取引停止処分を受けてから 2 年間を経過しない者又は当該業務の入札前 6 か月以内に手形若しくは小切手の不渡りを出

していない者。

- (7) 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づく再生手続開始の申立てを行っていない者。

7. 入札に参加できる者の資格要件の確認

入札に参加しようとする者は下記のとおり参加申出を行うこと。確認結果は令和 8 年 10 月 9 日（金）までに通知する。

- (1) 参加申出期間 令和 8 年 10 月 7 日（水）17 時まで
※土日祝日を除く 9 時～17 時まで
- (2) 申出場所 加古川市役所 福祉部 高齢者支援課（本館 2 階）
- (3) 申出方法 申出場所への持参又は郵送とする。
※郵送の場合は高齢者支援課あてに書留（一般書留又は簡易書留）で郵送すること。令和 8 年 10 月 7 日（水）必着。
- (4) 提出書類
- ①一般競争入札参加申出書
 - ②IS027001 認証又はプライバシーマークの認証取得を示す登録証の写し

8. 契約条項等を示す場所

本市ホームページに掲載する。

掲載場所（ホーム＞組織から探す＞福祉部＞高齢者支援課）

9. 質問の方法及び期限

質問は本市ホームページに掲載の「令和 8 年度物価高騰対策高齢者支援ギフトカード配付業務委託に関する質問書」に必要事項を記入し電子メールにて福祉部高齢者支援課まで行うこと。また電話による到着確認を行うこと。

質問の期限は、令和 8 年 10 月 7 日（水）正午までとする。期限を過ぎた質問、口頭や電話等、質問書以外の方法にてなされた質問は回答しない。

(E-mail : kourei@city.kakogawa.lg.jp)

(電 話 : 079-421-2045 (直通))

10. 質問の回答日・方法

- (1) 質問の回答日 令和 8 年 10 月 9 日（金）
- (2) 質問の回答方法 本市ホームページ上で公表する。

11. 入札期間及び開札日時等

(1) 入札期間

令和8年10月12日（月・祝）～令和8年10月20日（火）（加古川郵便局必着）上記期間内に到着しない入札書は無効となる。

(2) 入札場所 加古川市福祉部高齢者支援課

(3) 入札に参加しようとする者は、入札期間内に次に掲げる書類を、書留（一般書留又は簡易書留）で郵送すること。なお、入札書提出後は、入札書の書換え、引換え又は撤回することはできない。

①提出書類

入札書（所定様式）

封書にし、封皮にはホームページ掲載の「入札書封筒（中封筒）貼付書式」に必要事項を記入し、貼り付けること。

②提出方法

入札書は二重封筒（入札書封筒（中封筒）と郵送用封筒（表封筒））で、一般書留又は簡易書留のどちらかで加古川郵便局留めで郵送すること。二重封筒になっていない又は、持参その他の方法により送付した場合の入札は、無効となる。なお、表封筒には、ホームページ掲載の「郵送用封筒（表封筒）貼付書式」を貼り付けること。

③その他

質問回答を必ず確認の後、郵送してください。なお、郵便局の保管期間が10日間であるため、開札日の10日より前に郵送し、差出人に返却された場合は、入札に参加できなくなるため、注意すること。

入札書の提出にあたり、ホームページ掲載の「加古川市郵便入札の手引き」を必ず確認すること。

(4) 開札日時 令和8年10月21日（水）10時

開札場所 加古川市役所 消防庁舎4階 入札室

（加古川市加古川町北在家2000番地）

開札には、入札事務に関係のない職員が立ち会います。

12. 入札保証金

免除

13. 落札者の決定方法

入札を行った者のうち、予定価格の範囲内で、最低価格をもって有効な入札を行ったものを落札者とする。

14. 無効とする入札

- (1) 当該入札の参加資格がない者による入札
- (2) 虚偽の申請により資格を得た者の行った入札
- (3) 談合その他の不正行為によって行われたと認められる入札
- (4) 所定の日時までに到着しない入札
- (5) 入札書を書留以外での方法により送付した場合、加古川郵便局留以外の方法で郵送した場合
- (6) 二重封筒（入札書封筒（中封筒）と郵送用封筒（表封筒））になっていない場合
- (7) 入札金額の記載のないもの、不明確なもの、入札金額・積算内訳の計算誤り及び入札金額を訂正した入札書による入札
- (8) 入札者の商号又は名称及び代表者氏名（個人の場合は、屋号及び代表者氏名）及び押印のないもの又は記名の判然としない入札書による入札
- (9) 入札書に、鉛筆、シャープペンシル、消せるボールペンその他の訂正の容易な筆記具により記入した入札
- (10) 入札者が同一事項の入札において2通以上の入札書によって行った入札又はこの者が更に他の者を代理した入札
- (11) 再度入札を行う場合、前回の最低入札金額を発表したときは、当該発表した金額と同額又はこれを超える金額による入札
- (12) 執行者が、錯誤の入札であると判断し、当該入札者がこれを認めた場合
- (13) 値引きの計上により合計額を算出した記載がある場合
- (14) その他入札に関する条件に違反した入札

15. くじの手続き

落札となるべき同価格の入札をした者が、2者以上あるときは、当該入札者によるくじ引きで落札者を決定する。この場合、くじ引きを辞退することはできない。くじは、入札事務に関係のない職員が代わってくじを引くこととなる。なお、くじを引く日時、場所は別途通知する。

16. 再度入札

開札の結果、予定価格の制限の範囲内の入札がないときは、開札結果は公表せず、再度入札の提出日、開札日等を別に通知する。

再度入札の回数は1回とし、その結果、落札者がいないときは入札を打ち切りとする。再度入札に参加できる者は、初回の入札において予定価格を上回る金額による入札をした者のみとする。初回の入札に参加しなかった者及び無効入札をし

た者は、再度入札に参加できない。

再度入札を希望しない場合には、辞退することができる。辞退する場合は、入札日時までに辞退届を提出すること。この場合には、以後の指名等に不利な取扱いを受けない。

17. 契約保証金

契約金額の10分の1相当額。ただし、加古川市財務規則（昭和44年規則第13号）第99条第1項各号に該当する場合は、免除する。

18. 最低制限価格制度

適用なし

19. 支払条件

本事業を実施するためのギフトカード原資に係る費用については、前払いとすることができる。また、支払いは、受注者の請求に基づき行うものとする。

その他業務に係る委託料については、仕様書に基づき請求を行うものとする。

20. その他

- （1）入札に参加しようとする者が入札期限までに「6. 入札に参加できる者の資格要件」を満たさなくなったときは、入札に参加できない。
- （2）「7. 入札に参加できる者の資格要件の確認」を受け、資格要件を満たしている者のみ、入札に参加できる。
- （3）落札者が契約締結までに「6. 入札に参加できる者の資格要件」を満たさなくなったときは、契約を締結しない。
- （4）落札者が契約締結までに、入札参加の資格制限又は指名停止を受けたときは、契約を締結しない。
- （5）入札（開札）に関して、事故が起きたときや不正な行為があると認めたときは、入札を中止し、又は延期する場合がある。
- （6）落札に当たっては、入札書に記載された金額をもって契約金額とする。
- （7）落札者を決定したときは、落札者に対して結果を通知する。また、開札結果は、加古川市ホームページで公表する。
- （8）落札者は、落札決定の日から10日以内に、契約書を高齢者支援課へ提出すること。
- （9）契約締結時において、加古川市契約からの暴力団排除に関する要綱に基づき、契約金額が200万円を超える場合は、自らが暴力団等に該当しない旨等を記載した誓約書を提出すること。

- (10) 落札者は、契約の履行にあたり関係法令等を遵守すること。
- (11) 入札参加の際に提出を必要とする書類等において、虚偽の記載等の不正な行為が判明した場合には、指名停止の措置を行う。